



平成21年5月13日

各 位

大阪市中央区淡路町三丁目6番3号  
ステラケミファ株式会社  
代表取締役 深田純子  
(コード番号 4109 東1、大1)  
(問合せ先) 取締役専務執行役員 秋山昌広  
TEL 06-4707-1511

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月11日開催予定の第66期定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)附則第6条第1項の定めにより、株券の電子化の施行日(平成21年1月5日)において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされています。このため、現行定款第6条(株券の発行)および第7条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は、不要となり、これを削除するとともに、実質株主に係る記載の削除、その他条数の繰上げ、条文の形式的な整備等を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (記載省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第6条 (現行どおり)
<u>2. 当社は、前条の規定に関わらず、</u>	(削除)

<p><u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  <b>第 8 条</b> 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1)～(4) (記載省略)</p> <p>(単元未満株式の売渡し)  <b>第 9 条</b> (記載省略)</p> <p>(株式取扱規程)  <b>第 10 条</b> 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>) 記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><b>第 11 条～第 38 条</b> (記載省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)  <b>第 7 条</b> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  (1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(単元未満の買増し)  <b>第 8 条</b> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)  <b>第 9 条</b> 当社の株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取りおよび買増し請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会の定める株式取扱規程による</p> <p><b>第 10 条～第 37 条</b> (現行どおり)</p>
--	---

以上